**平成２３年（フ）第７１１号**
大阪府池田市畑４丁目20番１―603号
債務者　関山　尚子（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７１６号**
大阪市北区天神橋１丁目12番３号　瑞穂ビル302号室
債務者　藤原ひろ子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７１７号**
大阪市西成区北津守１丁目３番１―402号
債務者　米田成子こと　文　　成子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７２７号**
大阪市鶴見区鶴見１丁目７番７―907号
債務者　髙井　美貴
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７３２号**
大阪市此花区酉島４丁目１番19―404号
債務者　中川　清志
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７３５号**
大阪市鶴見区放出東１丁目28番５号　光陽園16号
債務者　西村　昭範
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７４０号**
大阪市東住吉区住道矢田２丁目４番８号　サンフルールＭＤ102号
債務者　住田　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７４１号**
大阪市東住吉区住道矢田２丁目４番８号　サンフルールＭＤ102号
債務者　住田美保子（旧姓森實）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第９１号**
横浜市磯子区田中２丁目22番14号　スカイハイツ洋光台102号
債務者　田邊加代子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２０６号**
神奈川県海老名市河原口226番地
債務者　大森　　武
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２１３号**
横浜市戸塚区舞岡町29番地41
債務者　斉藤久美子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２１４号**
横浜市泉区和泉町6181番地　養護老人ホーム白寿荘、住民票上の住所横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地36棟401号
債務者　柳橋ゆき江
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第７号**
岡山県久米郡美咲町藤原230番地
債務者　森田勇こと　朱　　霊均
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

**平成２３年（フ）第８号**
長崎県佐世保市高天町９番22号　マンションキララ401、旧住所長崎県佐世保市庵浦町1048番地
債務者　大谷明日香
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第１３５号**
長野県佐久市中込3611番地90　コーポアライ３号
債務者　花里　敏光
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

**平成２３年（フ）第３３号**
愛知県豊田市十塚町５丁目35番地　第２錦ビル103号
債務者　早田　大輔
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係